

取扱期間 令和11年3月31日まで

モニタリング強化型

特別保証



認定経営革新等
支援機関



信用保証協会



金融機関

? 「モニタリング強化型特別保証」とは

中小企業者が税理士などの認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び保証協会に経営状況等を報告することで、中小企業者の経営状況の変化の予兆を早期に把握することが可能になり、支援者が連携しつつ必要な事業者支援を行える体制が構築されます。



お得な保証料率 令和8年3月16日～令和9年3月31日

保証料の **1/2** 相当
補助

事業者負担 0.23%～0.95%

毎月のモニタリングで
経営状況の変化の
予兆を見逃さない!



詳細は裏面をご確認ください >



地域とともに、未来を紡ぐサポーター
富山県信用保証協会

〒930-8565
富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル内
TEL: 076-423-3171 FAX: 076-493-0829
<https://cgc-toyama.or.jp>



保証対象	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。																																
保証限度額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円)																																
対象資金	事業資金(運転資金・設備資金)																																
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割弁済の場合:10年以内 なお、据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内とする。																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																
信用保証料率	<p>R8年3月16日～R9年3月31日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>0.95</td> <td>0.88</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.58</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※担保割引会計参与設置会社その他定性要因割引は適用しない。 条件変更保証料は補助対象外。 事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが上乗せ分の保証料については補助対象外。</p>			区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								
通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																								
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23																								
担保	必要に応じて徴求するものとする。	保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																														
中小企業者及び認定経営革新等支援機関が実施する内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業者及び認定経営革新等支援機関は連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握(以下「月次管理」という。)する。 2. 中小企業者及び認定経営革新等支援機関は連携し、月次管理の対象となる期間内において、下記の報告基準のいずれかに該当した場合、「経営状況の変化に関する報告書」を作成する。 また、中小企業者は金融機関及び(金融機関を経由して)信用保証協会に対して本報告書を提出する。 (1) 今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき (2) 上記(1)に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要と判断したとき 3. 「経営状況の変化に関する報告書」提出後、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関、金融機関及び信用保証協会との対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有する。 4. 中小企業者及び認定経営革新等支援機関は連携し、月次管理の対象となる期間内において、年に1回、「モニタリング報告書」を作成する。また、中小企業者は金融機関及び(金融機関を経由して)信用保証協会に対して、本報告書を提出する。 																																
添付資料	「モニタリング強化型特別保証制度」 申込人資格要件申告書兼誓約書	取扱期間	令和11年3月31日まで																														

1/2相当
国補助

このパンフレットは保証制度の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません。

お問い合わせ

● 保証推進部 保証課 ☎ 076-423-3176

● 経営支援室
創業支援課・経営サポート課 ☎ 076-403-5816



LINE
公式アカウント
お友だち募集中!

